

特定非営利活動促進法の 一部を改正する法律について

平成28年 6 月

内閣府 共助社会づくり推進担当

NPO法改正の主な経過

- 阪神・淡路大震災（平成7年）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として「特定非営利活動促進法」制定（平成10年施行）
- 平成23年改正により、所轄庁の変更、認定事務の移行、申請手続の簡素化・柔軟化、会計の明確化、認定基準の緩和及び認定の効果の拡充等の措置が講じられた。
- 今改正は、平成23年改正法附則第19条の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われ、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について改正を行うもの。
- 平成28年5月18日に衆議院内閣委員会において西村康稔内閣委員長の提案により改正法案の起草案を委員会提出の法律案とすることが決定され、同改正法案は、5月19日の衆議院本会議で全会一致で可決。5月31日の参議院内閣委員会、6月1日の参議院本会議でそれぞれ全会一致で可決され、成立した。法律は6月7日に公布。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律附則（平成23年法律第74号）（抄）

（検討）

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

今回の法改正のポイント

手続の見直しにかかるもの

- 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（第10条第2項等関係）・・・P 4
- 貸借対照表の公告及びその方法（新法第28条の2関係）・・・P 5
- 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等（旧法第54条第4項等関係）・・・P 7

情報公開の一層の推進にかかるもの

- 事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間の延長等（第28条第1項、第54条第2項等関係）・P 9
- 内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大（新法第72条第2項関係）・・・P 11

その他

- 「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更（第2条及び第3章関係）・・・P 12

■ 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（第10条第2項等関係）

（改正の内容）

地方創生や一億総活躍社会実現の重要な担い手であるNPO法人をより迅速に設立可能とするとともに、申請情報がより短期間で広く市民に周知されるよう措置。

所轄庁が行う認証申請の添付書類の縦覧期間を1か月間（現行2か月間）に短縮するとともに、現行の公告に加えてインターネットによる公表を可能とする。

申請書類の軽微な不備の補正期間も2週間（現行1か月間）に短縮。

なお、国家戦略特別区域においては、特定非営利活動促進法の特例として縦覧期間を2週間に短縮できる措置が講じられている。

第十条（略）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一・二（略）

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から二週間を経過したときは、この限りでない。

（留意点）

経過措置：施行日（平成29年4月1日を予定）以後の認証の申請から適用（改正法附則第2条）

（定款の変更：法第25条第3項、合併：法第34条第3項に係る認証の申請も同様）

■ 貸借対照表の公告及びその方法（新法第28条の2 関係）

（改正内容）

変更登記の負担を軽減するため、NPO法人の登記事項から「資産の総額」を削除（組合等登記令を改正予定）。

他方、貸借対照表の作成後遅滞なく公告する方式とする（電子公告を選択する場合は、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をすることが必要）。

貸借対照表の公告の方法（新法第28条の2 第1項）

次の①～④の方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- ①官報に掲載する方法（第1号）
- ②日刊新聞紙に掲載する方法（第2号）
- ③電子公告（法人のホームページのほか、所轄庁及び内閣府のポータルサイトを利用する方法を含む。）（第3号、内閣府令で規定予定）
- ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法（第4号、内閣府令で規定予定）

（留意点）

- 法人は公告方法を定款で定める必要があり、場合によっては定款変更が必要となる。
- 官報掲載又は日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の「要旨」の公告で足りる。（新法第28条の2 第2項）

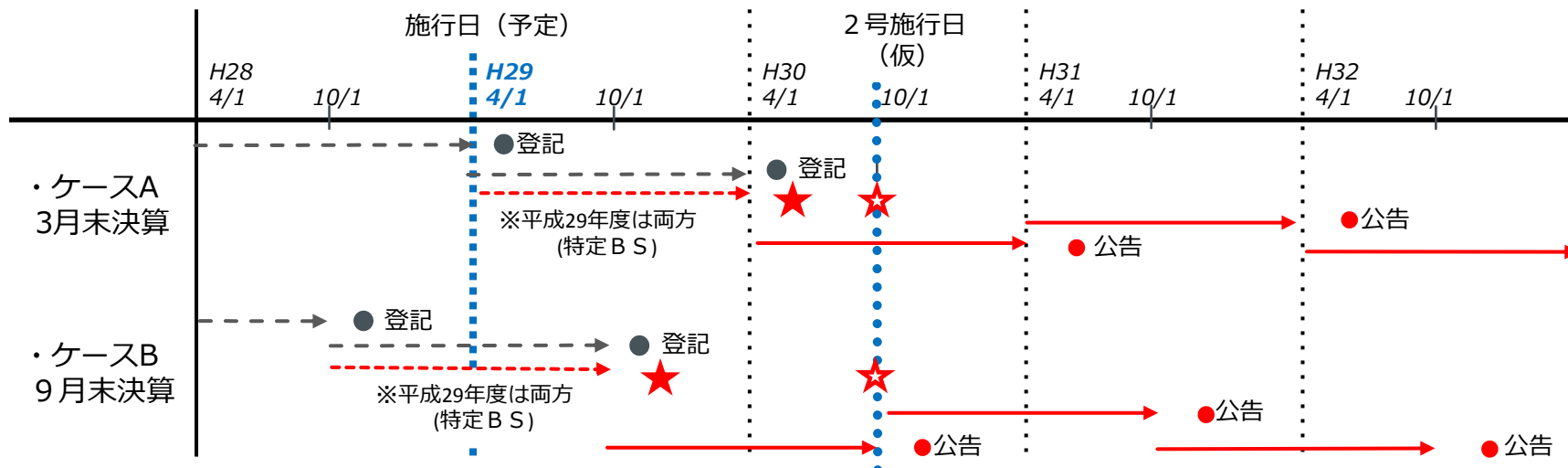
(留意点続き)

- 電子公告を選択した際、公告期間中に公告の中断が生じた場合、①中断が生じることにつき法人が善意かつ重大な過失がない又は正当な事由があること、②中断の時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと、③法人が中断が生じたことを知った後速やかにその旨等を追加で公告することのいずれにも該当するときは、当該中断は公告の効力に影響を及ぼさない。(同条第5項)
- 施行日は公布の日から起算して2年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日(改正法附則第1条第2号(2号施行日)) (遅くとも平成30年10月1日を予定)
- 経過措置(適用対象)
 - ・ 2号施行日以後に作成する貸借対照表：改正法附則第4条第1項・・・「●」

施行日(平成29年4月1日を予定)前に作成、又は施行日から2号施行日の前日にまでに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のもの(特定貸借対照表)は次のいずれかのとき

- ・ 2号施行日以後に遅滞なく公告：同条第2項・・・「★」
- ・ 2号施行日までに公告：同条第3項・・・「★」

「★」または「★」のいずれかのときに、特定BSを公告すればよい。



■ 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等

(旧法第54条第4項等関係)

(改正内容)

認定NPO法人等による200万円超の海外送金等については、その都度、事前に書類の備置き及び所轄庁への提出が課せられていた。

こうした事務作業が法人の負担となっていたことから、事前提出等を不要とし、**金額にかかわらず毎事業年度1回の事後提出とする（第54条第2項第3号、内閣府令で規定予定）**。

【旧法】

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 (略)

3 (略)

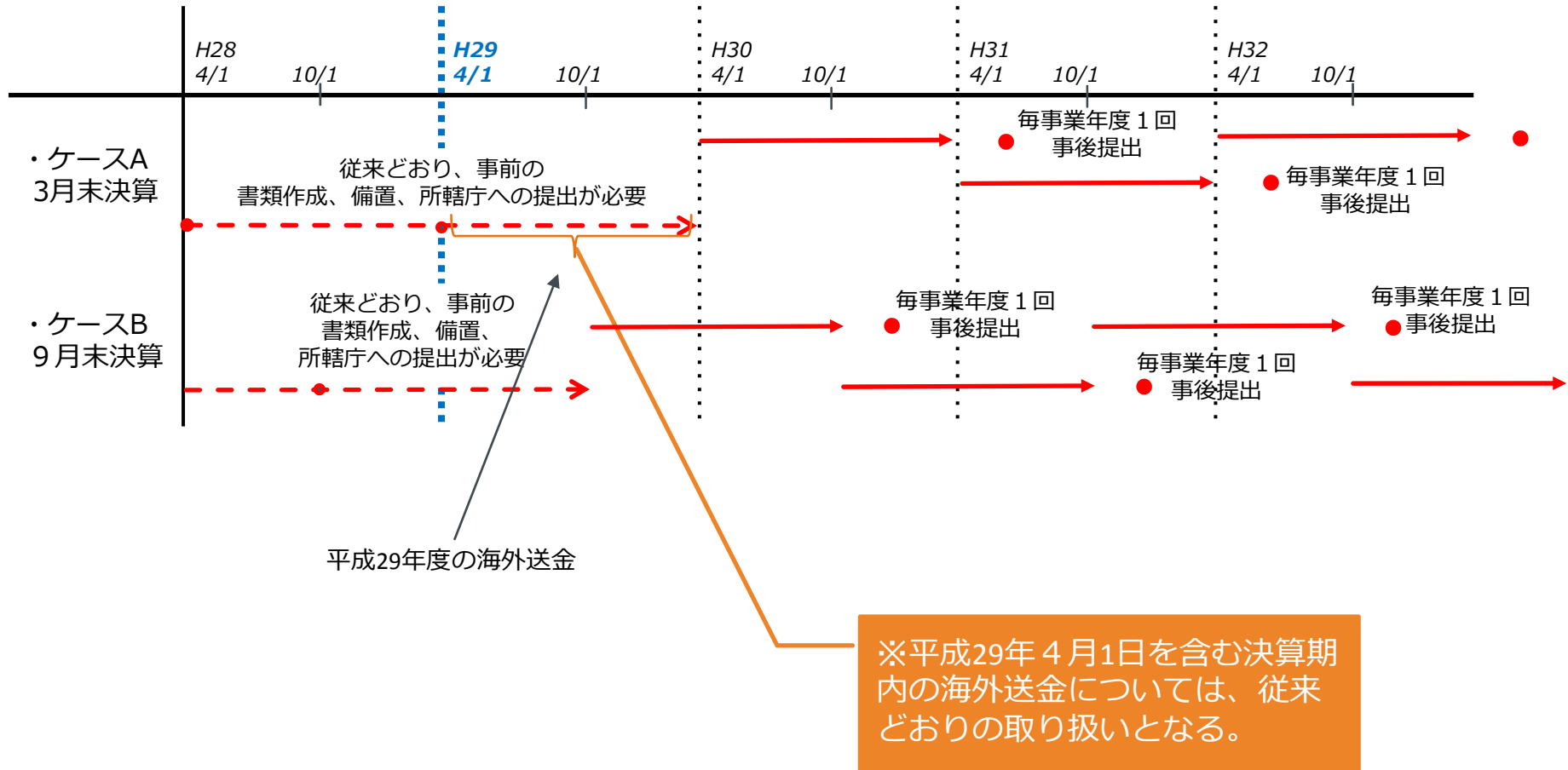
4 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び用途並びにその予定日(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

5 (略)

(留意点)

経過措置：施行日(平成29年4月1日を予定)の属する事業年度以前における海外送金等については、従来どおり、事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要(改正法附則第8条)。

(留意点続き)



■ 事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間の延長等

(第28条第1項、第54条第2項等関係)

(改正内容)

FATF勧告(注1)を踏まえ、次の書類の備置期間を5年(注2)に延長する。

- ・ NPO法人 : 事業報告書等(活動計算書、貸借対照表等)(第28条関係)
- ・ 認定NPO法人 : 上記のほか、役員報酬規程、助成金の支給を行った際の実績書類等(第54条関係)

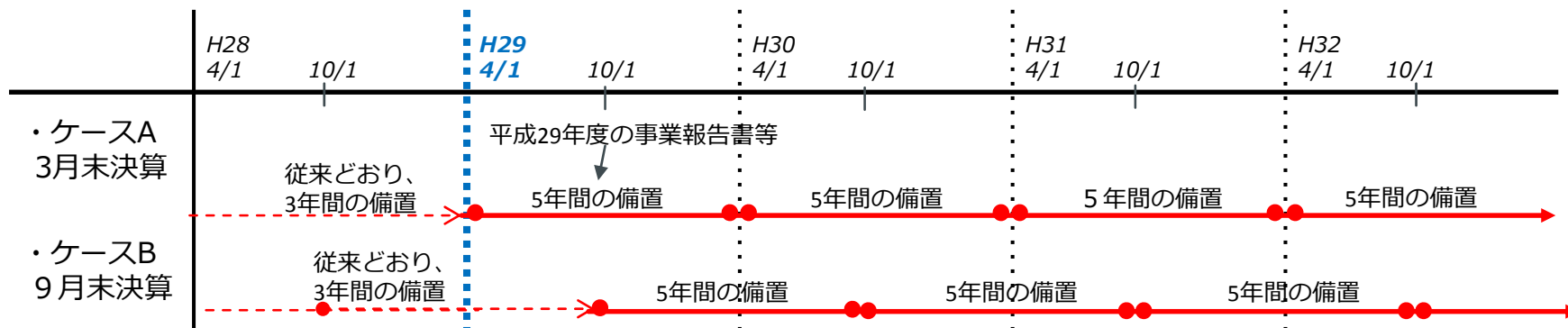
(注1) マネーロンダリング、テロ資金対策の国際基準づくりを行う多国間の枠組みであるFATF(Financial Action Task Force)により、テロリズムに対する資金供与にNPO法人等が悪用されないための法令の整備として、国内・国際取引に関する記録の最低5年間の保存及び当局への提供確保等が勧告されている。

(注2) 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備置き。

- ・ また、上記書類の所轄庁での公開対象を過去3年間に提出受けたものから、過去5年間へ延長(第30条、第56条関係)

(留意点)

経過措置 : 上記書類の備置期間の延長等は施行日(平成29年4月1日を予定)以後に開始する事業年度に関する書類について適用される(改正法附則第3条、第6条及び第7条)



【参考】FATF勧告について

■ FATF (Financial Action Task Force) とは

- マネロン・テロ資金対策の国際基準作りを行うための多国間の枠組みとして、1989年に設立された金融活動作業部会。
- FATFによるマネロン・テロ資金対策の国際基準 (FATF勧告) は、世界190以上の国・地域に適用されている。
- FATF勧告の履行状況について、加盟国間で相互審査を行い、その際に特定された不備事項の改善状況について、フォローアップを実施。 (前回審査は2008年、次回審査は2019年開始予定)

■ FATFの「40の勧告」のうち「NPOに対する勧告」で求められている具体的な措置内容(審査基準)

1. NPOの悪用防止に資する法令の整備
2. NPOの活動・規模等に関する状況の把握
3. テロ資金供与の問題に関するNPOへのアウトリーチ (前回審査で指摘あり⇒フォローアップによる対応)
4. NPOの活動に関する透明性確保
5. **NPOに対する以下の義務付け (一部未対応)**
 - ・活動目的、構成員等に関する情報の保持
 - ・許可制又は登録制
 - ・年次の財務諸表の公表
 - ・国内・国際取引に関する記録の最低5年間の保存及び当局への提供確保
 - ・全ての資金移転が当該NPOの目的に即したものであることの確保
6. 上記義務違反に対する適切な罰則の整備
7. NPOに対する調査権限の確保 (前回審査で指摘あり⇒フォローアップによる対応)
8. 外国当局からのNPOに関する情報提供の要請への対応

※ FATF勧告における「NPO」の定義

「一義的に、慈善、宗教、文化、教育、社会又は共済目的のため、または他の慈善行為を実施するために資金を調達し、支出する法人、法的取極、もしくは法的組織」(NPO法人、公益法人等、学校法人、社会福祉法人等)

内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大

(新法第72条第2項関係)

(改正内容)

NPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、所轄庁及びNPO法人に対し、内閣府ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定された。

(情報の提供等)

第七十二条 (略)

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

所轄庁におかれましては、これまで以上に内閣府ポータルサイトへの情報掲載に努めていただきますようお願いいたします。

※ 平成28年6月8日付「府政経シ第519号特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う積極的な情報の公表について（通知）」参照

(留意点)

施行日：公布日（平成28年6月7日）に施行（改正法附則第1条第1号）

- 「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に
名称変更 (第2条及び第3章関係)

(改正内容)

「仮認定」という名称では寄附を集めにくいので名称を変更してほしい等、NPO関係団体からの要望を踏まえ、名称が「特例認定」に改められた。

名称変更のみで、認定基準等は従来どおり。

(留意点)

経過措置：施行日（平成29年4月1日を予定）に既に旧仮認定を受けている法人は特例認定を受けたものとみなされる（改正法附則第9条）※有効期間は残存期間
施行日前にされた旧仮認定の申請は特例認定の申請とみなされる（改正法附則第10条）